

(表)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 経済部産業観光課

番号 10

許認可等の内容		中小企業信用保険法第2条第5項第6号の規定による特定中小企業者認定
根拠法令及び条項		中小企業信用保険法第2条第5項第6号
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	別紙の特定中小企業者認定要領により内容が基準に満たされているか否かとする。(様式第6)
	参考事項	
	設定等年月日	平成15年10月1日設定(令和5年4月1日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 5 日(休日は含まない。)
	設定等年月日	平成15年10月1日設定( 年 月 日最終変更)